

社員健診のお知らせ

2023 年度の健康診断を実施致します。

社員の方は年に一度は健康診断を受けることが労働安全衛生法第 66 条で義務付けられております。

下記の受診期間内に必ず受診してください。

34 歳以下の方 定期健診コース

35 歳以上の方 生活習慣病健診コース

年齢の基準日はすべて

2024 年 3 月 31 日

2023 年度(令和 5 年度) 健診受診期間 2023 年 4 月 1 日(土) ~ 2024 年 1 月 31 日(水)

契約健診機関で受診する場合 <予約のみで OK 自己負担額なし>

<予約方法>

[契約健診機関リスト](#)から選んだ施設へご自身で電話・WEB または FAX で予約してください。

なお FAX で予約する場合は、[健保指定の FAX 申込書](#)を使用してください。

(いずれの場合も健保組合への予約完了のご連絡は不要です)

1. 胃検査について

34 歳以下の方...健保負担で受けられる胃の検査はありません。

胃 X 線や胃カメラ、ピロリ菌検査を希望される場合は自己負担になります。

35 歳以上の方...生活習慣病健診では、胃X線バリウム検査か胃カメラのどちらかを

選んでください。契約健診機関でも、胃カメラができないところがありますので、

予約の際に確認してください。

2. 胃の病理組織検査について ※昨年度からの変更点

生活習慣病健診での胃カメラに追加する胃の病理組織検査は、[契約健診機関であっても保険](#)

[診療](#)で受けていただき[窓口で支払った3割分はご自身で負担](#)してください。健保組合へ請求は

出来ません。

※ 病理組織検査は、契約健診機関でもあっても実施できない施設があります。

3. ピロリ菌検査について <35 歳限定>

35 歳の方は、胃 X 線または胃カメラに追加して、ピロリ菌抗体検査が健保負担で受けられます。

※ 35 歳の方の契約健診機関での生活習慣病健診には含まれています。契約外で健診を受ける場合は、予約の際に追加してください。

※ 35 歳以外の年齢の方が希望する場合は、自己負担になります。

ピロリ菌抗体検査で陽性の判定を受けた方は、直ちに除菌治療を受けてください。

陽性判定を受けた方全員、治療が終了した確認書を提出していただきます。

4. 大腸がん検査について

34 歳以下の方・・・希望者は、定期健診に「便潜血検査 2 日法」を追加して予約してください。

35 歳以上の方・・・契約健診機関での生活習慣病健診には「便潜血検査 2 日法」が含まれています。
契約外で健診を受ける場合は、予約の際に追加してください。

5. 婦人科検査について

子宮頸部細胞診と、子宮・卵巣エコーと 乳がん検査（乳房エコー か マンモ）を
健保負担で受けられます。定期健診・生活習慣病健診に追加して予約してください。

※ 35 歳以上の方は、乳房エコー と マンモの両方 を健保負担で受けられます。

34 歳以下の方が両方希望する場合は、乳房エコーは自己負担になります。

※ 契約健診機関であっても、一部の検査ができない施設がありますので、予約の際に確認
してください。

6. 肝炎検査について <45 歳限定>

契約健診機関での 45 歳の方の生活習慣病健診には、肝炎検査が含まれています。

（HBs 抗原検査と HCV 抗体検査）契約外で健診を受ける場合は予約の際に追加してください。

※ 45 歳以外の年齢の方が希望する場合は、自己負担になります。

陽性の判定を受けた方は、直ちに医療機関で治療を受けてください。

7. 前立腺がん検査について <50 歳以上の男性のみ>

契約健診機関での 50 歳以上の男性の生活習慣病健診項目には、前立腺がん検査
（PSA）が含まれています。契約外で健診を受ける場合は、予約の際に追加してください。

※ 49 歳以下の方が希望する場合は、自己負担になります。

8. 眼底検査について <40 歳以上対象>

眼底検査は 40 歳以上の生活習慣病健診で、かつ 医師が必要と認めた場合のみ健保負担で
受けられます。

※ 40 歳未満の方、または 40 歳以上であってもご自身の希望で受ける場合は、自己負担になります。

**オプション検査だけを健診とは別の施設で受ける場合
<自己負担額が発生する可能性あり>**

胃 X 線・胃カメラや婦人科だけを、定期健診・生活習慣病健診とは別の施設で受けることができます。

※ オプション検査も契約健診機関で受ける場合は、自己負担額は発生しません。

※ 一方、オプション検査だけを契約外の健診機関で受ける場合は、主健診代+オプション検査代の
合計額から会社負担額を除いた健保組合への請求額が、健保負担限度額 33,000 円を超えた金
額は自己負担になります。（会社負担額は施設によって異なります）

※ オプション検査を契約外の医療機関にて保険診療で受けた場合、健保組合への請求額はご自身が窓口で支払った金額(自己負担分 3 割)だけではありません。保険負担分の7割も合算されます。

請求手続き および詳細については、健保のホームページ『[オプション検査について](#)』をご覧ください。

契約外の健診機関で受診する場合

＜ご自身で会社と健保へ費用請求の手続きが必要 自己負担額が発生する可能性あり＞

社員健診と人間ドックは健保組合の契約外の健診機関でも受診することができます。（海外の健診機関は不可）

- ① 『[社員健診実施項目](#)』を受診先の健診機関に提示して、もれのないよう全ての項目を受診してください。未受診の項目があった場合は、健保組合が費用を負担できない場合もあります。
- ② 費用はいったん全額立替払いしてください。結果を入手してから「請求書」と「領収書原本」と「結果票の写し」を揃えて、ご自身で会社と健保組合へそれぞれ費用請求してください。
健保組合宛ての請求書は健保ホームページからダウンロードしてください。会社宛て分は人事へお問い合わせください。
- ③ 請求の際、会社も健保組合もそれぞれ原本の領収書が必要になります。『[社員健診実施項目](#)』を健診機関に提示して、**領収書を会社宛てと健保組合宛ての2枚に分けて発行**してもらってください。
- ④ **健診機関の請求総額から会社負担額を除いた、健保組合への請求額が、健保負担限度額 33,000 円を超えた金額は自己負担になります。**（会社負担額は施設によって異なります）

※上記の金額には、健保組合が認める婦人科検査や、前立腺がん検査も含まれます。

ただし、下記の検査については健保負担限度額とは別に、健保組合が全額負担しますので予約の際に追加してください。

- 年度末年齢 35 歳の方のピロリ菌抗体検査
- 年度末年齢 45 歳の方の肝炎検査（HBs 抗原検査と HCV 抗体検査）

請求手続き および **健診機関が領収書を2枚に分けられない場合** については、健保ホームページ『[契約外の健診機関での受診について](#)』をご覧ください。

人間ドックについて（自己負担額が発生する可能性あり）＜35 歳以上対象＞

当該年度末で 35 歳以上の社員は、生活習慣病健診の代わりに人間ドックを受けることができます。（同一年度内に生活習慣病健診と人間ドックの両方受けた場合は、後に受けた方は自己負担となります）

人間ドックのコース内に今年度の『[社員健診実施項目](#)』が全て含まれていれば、健診機関独自のコースを受けて構いません。好きな検査を追加することも出来ます。

ただし・・・契約健診機関で受けても、契約外で受けても、健診機関の請求総額から会社負担額を除いた、健保への請求額が、健保負担限度額 33,000 円を超えた金額は自己負担になります。（会社負担額は施設によって異なります）

※上記の金額には婦人科検査や前立腺がん検査も含まれます。これらの検査を人間ドックに追加して総額が健保負担限度額 33,000 円を超えた金額は、自己負担となります。

ただし、下記の検査については健保負担限度額とは別に、健保組合が全額負担しますので予約の際に追加してください。

- 年度末年齢 35 歳の方のピロリ菌抗体検査
- 年度末年齢 45 歳の方の肝炎検査（HBs 抗原検査と HCV 抗体検査）

請求手続き および詳細については、健保ホームページ『[人間ドックについて](#)』をご覧ください。

再検査・精密検査費用の請求について

社員の方が健康診断で「要再検査」または「要精密検査」の判定を受けた項目については、健保組合が再検査・精密検査（二次検査）の費用の一部を補助します。

請求手続き、および詳細については、健保組合ホームページ『[再検査・精密検査について](#)』をご参照ください。

特定保健指導について <40 歳以上対象>

健診の結果、国が定めた基準によってメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に該当された方は、生活習慣の改善のための『特定保健指導』を受けていただく必要があります。

該当された方には、後日、健保組合から追ってご案内致します。

※ 契約健診機関の中には、健診当日にそのまま個人面談を実施出来る施設もあります。

被保険者・被扶養者共に、40 歳以上の方の健康診断や特定保健指導の実施率は、健康保険組合が高齢者の医療費に充てられるため国に支払っている【後期高齢者支援金】の拠出額に直接影響します。健診受診率や特定保健指導の実施率が低い健保組合には、この拠出金にペナルティが加算されます。場合によっては健康保険料を値上げせざるを得なくなりますので、健診受診率・特定保健指導実施率の向上にむけてご協力をお願い致します。

会社は労働安全衛生法に基づく健診結果の記録・保管・報告を行うため、および産業医の意見聴取を仰ぐため、健診結果を入手する必要があります。健康保険組合も、被保険者に対して健診結果に基づく事後指導を効果的に行うため健診結果を入手する必要があります。よって会社と健康保険組合は、本人へ送られるのと同じ内容の結果票を健診機関より入手致します。また、「被保険者（従業員）の健康保持・増進の達成に向け、健康保険組合と会社が連携し、健康課題に対応していくこと（コラボヘルス）が国から推進されています。より効果的かつ効率的な事業を実施するため、個人情報保護に関する法律 23 条第 5 項に基づき、健康保険組合と会社との間で被保険者（従業員）ごとの健診情報等を共有するケースがあります。この件でご意見・ご質問等ある方は人事部または健保組合までご連絡下さい。

エービービー健康保険組合

担当 上岡(カミオカ)

電話 (03)6457-4440

メールアドレス kenpo@eibb-kenpo.or.jp